



今月のテーマ 法定相続分と遺留分について

民法で定められている法定相続分は必ずしもその割合で分けなければならないという意味ではなく、遺産分割や裁判において参考とされる割合を意味しています。また今回紹介する遺留分は、例えば遺言書で遺産をもらえなかったとしても、相続人が最低限取得することのできる遺産の割合ですが、その割合についても法定相続分が使用されます。今回は法定相続分と遺留分についてご紹介いたします。

1. 相続人の優先順位

亡くなった方(以下、被相続人)の配偶者はいかなる場合であっても必ず相続人になります。それ以外の親族については下図の順位で配偶者と共に相続人になることができます。

- 第1順位: 被相続人の子供
- 第2順位: 被相続人の直系尊属(父母・祖父母)
- 第3順位: 被相続人の兄弟姉妹
- ※上位の相続人がいる場合、下位の親族は相続人なりません。

2. 法定相続分

誰が相続人になるかによって、法定相続分が変わってきます。

相続人の組み合わせ	配偶者の法定相続分	他の相続人の法定相続分
配偶者のみ	全部	—
配偶者と子供	1/2	1/2
配偶者と直系尊属	2/3	1/3
配偶者と兄弟姉妹	3/4	1/4
配偶者なし	—	全部

※上表の割合は配偶者以外の相続人が1人のケースです。配偶者以外の相続人が複数いる場合は、法定相続分を全員で等分に分けます。例えば配偶者と子供が2人いる場合では、配偶者が1/2、子供1人あたり1/4の法定相続分となります。

3. 遺留分

(1) 遺留分とは

被相続人が遺言書において法定相続人以外の人物や団体に財産を遺贈すると決めていたとしても、相続人は最低限の相続財産を受け取る権利が民法で保障されています。この権利は遺留分と呼ばれます。

(2) 遺留分権利者

遺留分権利者となる相続人は、兄弟姉妹以外の相続人であることが民法で定められています。

相続人	全体の遺留分	各相続人の遺留分		
		配偶者	子供	直系尊属
配偶者のみ	1/2	1/2	—	—
配偶者と子供		1/4	1/4	—
配偶者と直系尊属		1/3	—	1/6
子供のみ		—	1/2	—
直系尊属のみ	1/3	—	—	1/3

※上表の割合は配偶者以外の相続人が1人のケースです。配偶者以外の相続人が複数いる場合は、遺留分を全員で等分に分けます。例えば配偶者と子供が2人いるケースでは、配偶者が1/4、子供1人あたり1/8の遺留分となります。

(3) 遺留分侵害額請求権

遺留分を侵害された相続人は、自身の遺留分が侵害されることとなる相続・贈与・遺贈があったことを知った日から1年以内に遺留分侵害額請求権を行使することで、侵害額に相当する金銭を取り戻すことができます。

4. 代襲相続

相続人が被相続人よりも先に死亡している場合、相続人の子や孫が代襲相続人として被相続人の財産を相続することとなります。この場合であっても、法定相続分や遺留分については上記2および3と同様に扱われます。